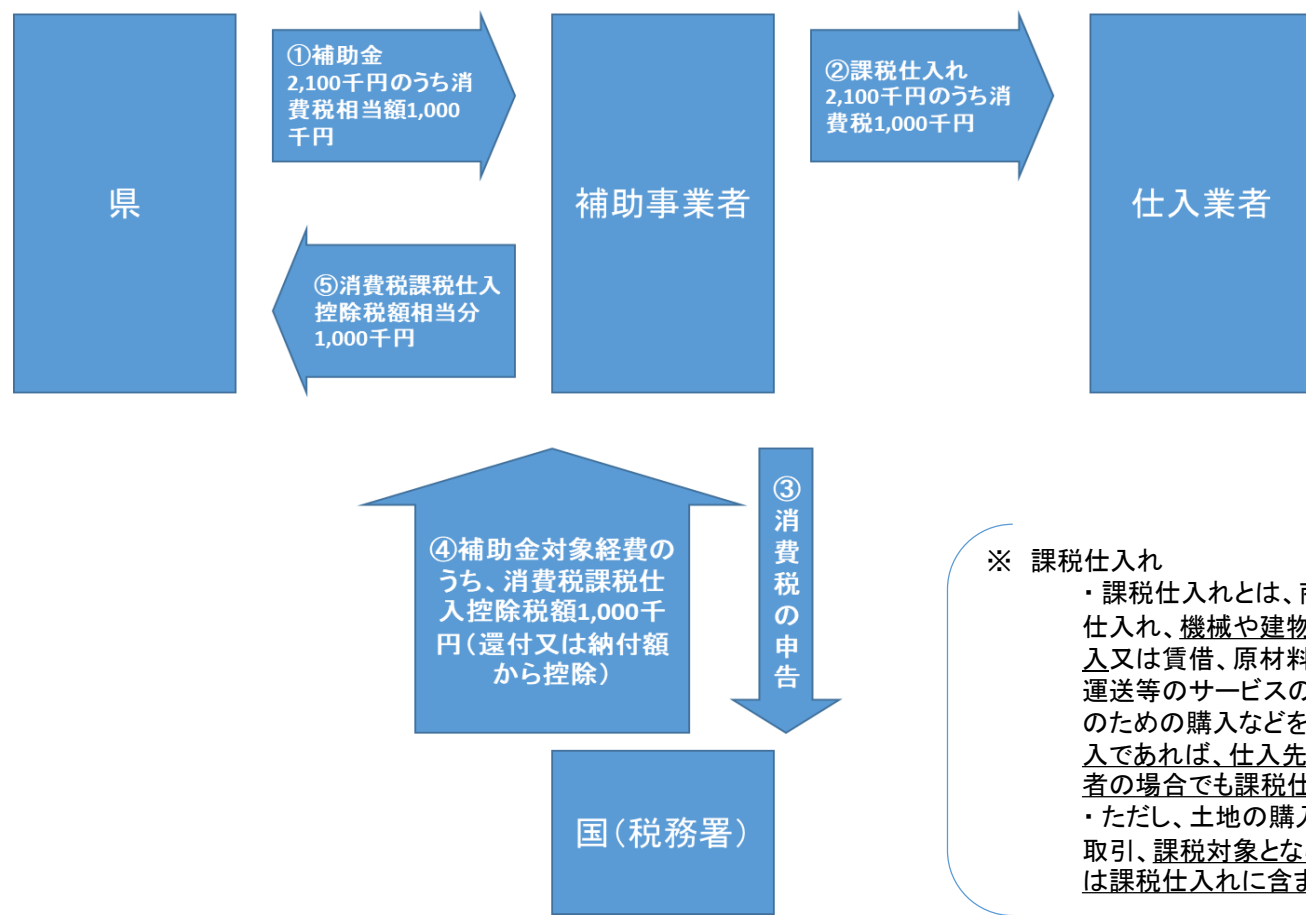


消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の概要

令和3年7月
神奈川県健康医療局
保健医療部医療課

◆ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告とは

○ 補助対象経費に消費税が含まれる場合で、かつ補助を受けた事業者(間接補助事業者を含む)が確定申告の際に課税期間中の課税売上げ等に係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除した場合に、県補助金に係る消費税額を含めて控除していれば、その控除分を補助金交付元に返納する必要が生じる。



※ 課税仕入れ

- ・ 課税仕入れとは、商品などの棚卸資産の仕入れ、機械や建物等の事業用資産の購入又は賃借、原材料や事務用品の購入、運送等のサービスの購入、そのほか事業のための購入などをいう。事業のための購入であれば、仕入先が免税事業者や消費者の場合でも課税仕入れに当たる。
- ・ ただし、土地の購入や賃借などの非課取引、課税対象とならない給与、賃金などは課税仕入れに含まれない。

◆ 報告書類について

- ① 神奈川県オンライン診療等環境整備費補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
 - ☞ 神奈川県オンライン診療等環境整備費補助金、交付要綱上で規定
- ② 補助事業実施事業年度に係る「消費税及び地方消費税の確定申告書」及び「付表2-3」もしくは「付表5-4」または 免税事業者である旨の報告書

◆ 報告後の手続きについて

- 県が調定を行った後、納入通知書を各補助事業者へ送付し、それを基に指定金融機関において返納額の納付を行う。

オンライン診療等環境整備費補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について③

① 課税事業者か？

消費税の申告をしていない

免税事業者

返納なし
➢ 免税事業者である旨の報告書

消費税の申告をしている(課税売上または
給与支払等が1,000万円以上)

② 一般課税 or 簡易課税？

簡易課税(課税対象収入が5,000
万円以下で簡易課税を選択)

簡易課税

返納なし
➢ 消費税確定申告書の写し
➢ 付表5の写し

一般課税(課税対象収入が5,000万円以上
またはそれ以下で一般課税を選択)

③ 全額控除 or 一括比例配分方式 or 個別対応方式？

個別対応方式(購入したものを非課税売上のみを使用)

返納なし
➢ 消費税確定申告書の写し
➢ 付表2の写し

全額控除(課税売上
割合が95%以上かつ
売上5億円以内)

一括比例配分方式

個別対応方式
帳簿や会計ソフト上で購入機
器の用途区分を確認

補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみ
に要するもの」と区分して申告

上記以外

全額控除、一括比例配分方式、個別対応方式(購入したものを課税売上に使用)

返納あり
➢ 消費税確定申告書の写し
➢ 付表2の写し

➡ 次葉「一般課税制度における返納額の計算について」

返納額については、各確定申告書に記載された計算方法を基に以下のとおり算出 *1

(1) 課税売上割合が95%以上の場合(全額控除)

$$\text{補助金に係る消費税仕入控除税額(返納額)} = \text{補助金額} \times 10/110$$

(2) 課税売上割合が95%未満の場合

ア 個別対応方式(購入したものを課税売上に使用)の場合

(ア) 課税売上げのみに要する補助対象経費に使用された補助金

(例:自由診療にのみ整備した機器を用いた場合)

補助金に係る消費税仕入控除税額(返納額)

$$= \text{補助金額} \times 10/110$$

(イ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要する補助対象経費に使用された補助金

(例:自由診療と保険診療双方に整備した機器を用いた場合)

補助金に係る消費税仕入控除税額(返納額)

$$= \text{補助金額} \times 10/110 \times \text{課税売上割合} *2$$

イ 一括比例配分方式の場合

補助金に係る消費税仕入控除税額(返納額)

$$= \text{補助金額} \times 10/110 \times \text{課税売上割合} *2$$

*1 返納額は1円未満切り捨て

*2 課税売上割合は、「消費税の確定申告書」の付表2に記載のある値

(④課税資産の譲渡等対価の額 ÷ ⑦資産譲渡等の対価の額)(端数処理はしない)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告イメージ図

